

ICカード乗車券取扱規程

第1章 総 則

(この規程の目的)

第1条 この規程は、防長交通株式会社（以下「当社」といいます。）が、ICカードを媒体とした定期乗車券及びストアードフェアカード（以下「ICカード乗車券」といいます。）により当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 当社が発行するICカード乗車券（以下「ICOCA乗車券」といいます。）についてのサービス内容とご利用条件は、この規程の定めるところによります。

2 他社が発行するICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、この規程の定めるところによります。

3 第1項の定めにかかわらず、WESTERポイント（チャージ専用）サービスについてのサービス内容とご利用条件は、「WESTERポイント（チャージ専用）サービス規程」の定めるところによります。

4 この規程が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、改定された規程の定めるところによります。

5 この規程に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定める主なものについては、次のとおりです。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業運送約款（以下、「運送約款」といいます。）

(2) 西日本旅客鉄道株式会社（以下、JR西といいます。）のICカード乗車券取扱約款

(用語の意義)

第3条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「当社線」とは、当社の経営するバス路線をいいます。

(2) 「ICOCA」とは、ストアードフェアカードの機能のみを搭載したICOCA乗車券をいいます。

(3) 「小児用ICOCA」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人である小児のご利用に供するICOCAをいいます。

(4) 「ICOCA定期券」とは、鉄道会社等の他社で発売し、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券の機能のみを搭載又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能を搭載したICOCA乗車券をいいます。

(5) 「小児用ICOCA定期券」とは、小児のご利用に供するICOCA定期券をいいます。

(6) 「バス車載機」とは、ICOCA乗車券の乗車処理、降車処理およびチャージを行う機器であって、車両に搭載されたものをいいます。

(7) 「SF」とは、ICOCA乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

- (8) 「チャージ」とは、I C O C A乗車券に入金してS Fを積み増しすることをいいます。
- (9) 「デポジット」とは、I Cカードの利用権の代価として収受するものをいいます。
- (10) 「記名人」とは、第3号、4号、5号で券面に記載された氏名をいいます。
- (11) 「スマートI C O C A」とは、JR 西が指定したクレジットカードをチャージ支払い用に登録したI C O C A又はI C O C A定期券であって、サービス内容及びご利用条件等についてJR 西が定めたものをいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 I C O C A乗車券による契約の成立時期は、I C O C A乗車券を購入したときとします。

- 2 個別の運送契約の成立時期は、車両（バス車載機を搭載した当社線を運行する車両を指します。以下同じ。）において乗車の際にバス車載機による乗車処理を受けたときとします。
- 3 前各項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

(規程の変更)

第5条 当社は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合には、本規程を変更することができるものとします。

- (1) 本規程の変更が、旅客の一般の利益に適合する場合
- (2) 本規程の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 本規程を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規程の効力発生時期を告知するものとします。

(旅客の同意)

第6条 前条により規程を変更した場合、旅客が変更後に本サービスを利用したことをもって、旅客は変更後の規程に同意したものとみなします。

(利用エリア)

第7条 当社線におけるI C O C A乗車券の利用エリアは別表1のとおりとします。

(使用方法)

第8条 I C O C A乗車券を用いて乗車するときは、第7条に定める利用エリア内の停留所相互間をバス車載機による乗車処理を行って乗車し、同一のI C O C A乗車券によりバス車載機による降車処理を行って降車しなければなりません。

- 2 前項の場合、S F残額は10円単位で旅客運賃等に充当します。

(発売箇所)

第9条 当社におけるI C O C A乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。

- 2 前項のほか、第32条の規定により、他社でI C O C A乗車券を発売する場合があります。この場合、発売箇所は他社が別に定めます。

(制限事項等)

- 第10条** 1回の乗車につき、2枚以上のI C O C A乗車券を同時に使用することはできません。
- 2 次の各号の1に該当する場合には、I C O C A乗車券は直接バス車載機で使用することができません。
- (1) 乗車時にS F残額がないとき
- (2) 降車時にS F残額が減額する運賃相当額に満たないとき
- (3) I C O C A乗車券の破損、バス車載機の故障等によりバス車載機によるI C O C A乗車券の内容の読み取りが不能となったとき
- 3 他の乗車券と併用して使用することはできません。
- 4 偽造、変造又は不正に作成されたI C O C A乗車券を使用することはできません。
- 5 I C O C A乗車券のS Fを使用して、当社窓口で運送約款に定める乗車券の引換はできません。

(制限又は停止)

- 第11条** 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。
- (1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止
- (2) 乗車区間・乗車方法・乗車するバス等の制限
- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨をバス車内、営業所等に掲示します。
- 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(I Cカードの所有権)

- 第12条** I C O C A乗車券に使用するI Cカードの所有権は、I C O C A乗車券の発売箇所にかかわらず、JR西に帰属します。
- 2 I C O C A乗車券が不要となったとき及びそのI C O C A乗車券を使用する資格を失ったときは、当社またはJR西にI Cカードを返却しなければなりません。

(デポジット)

- 第13条** 第9条に定める発売箇所においてI C O C A乗車券を発売するにあたり、当社はI Cカードを旅客に貸与するものとします。この場合、デポジットとしてI Cカード1枚につき500円を収受します。
- 2 I C O C A乗車券として利用したI Cカードを旅客が返却したときは、第14条又は第23条に定める場合を除き当社はデポジットを返却します。
- 3 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(I C O C A乗車券の失効)

- 第14条** カードの交換、S Fの使用、S Fのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合で、当社が特に定めた場合にはI C O C A乗車券を失効させることがあります。
- 2 前項により失効したI CカードのS F及びデポジットの返却を請求することはできません。

(チャージ)

第15条 IC O C A乗車券には、本社、営業所、一部のバス案内所(以下、「当社窓口」といいます。)またはバス車載機でチャージすることができます。

2 前項の場合、IC O C A乗車券には、別表2に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりのS Fの残額は20,000円を超えることはできません。

(S F残額の確認)

第16条 旅客は、IC O C A乗車券のS F残額を当社窓口またはバス車載機により確認することができます。

(S F利用履歴の確認)

第17条 旅客はIC O C A乗車券の利用履歴を当社窓口により次の各号に定めるとおり確認することができます。

(1) 利用履歴の内容は、S Fを使用して乗車し、精算した場合の取扱月日、取扱箇所及び取扱後のS F残額とします。

(2) 利用履歴は、最近の利用履歴から20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。

(3) 次の場合は利用履歴の確認はできません。

ア 出場処理がされていない利用履歴

イ 第8条第1項の規定により降車処理を受ける場合で、バス車載機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

ウ 26週間を経過した利用履歴

第2章 IC O C A

(発売額)

第18条 IC O C Aの発売額は2,000円(デポジット500円を含む。)です。

2 前項にかかわらず、別に定めるところにより、発売額を変更して発売することがあります。

(小児用IC O C Aの発売)

第19条 小児用のIC O C Aの購入の申し出があったときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができるICカードを媒体として、小児用IC O C Aを発売します。

2 旅客は、小児用IC O C Aの発売に際して、氏名、生年月日及びその他の必要事項を別表3に定めることもIC O C A購入申込書(以下「購入申込書」といいます。)に記載のうえ提出し、かつ公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日を証明しなければなりません。

3 旅客は、小児用IC O C Aに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを小児用IC O C Aの発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該小児用IC O C Aの記名人本人又は代理人であることを証明しなければなりません。

(運賃の減額)

第20条 旅客が I C O C A を用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額します。ただし、小児用 I C O C A にあつては小児普通旅客運賃1名分を減額します。

2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができます。

(小児用 I C O C A の再印字)

第21条 小児用 I C O C A は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

2 券面表示事項が不明となった小児用 I C O C A は、これを小児用 I C O C A を発売する当社窓口差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力)

第22条 第8条第1項の規定により使用する場合の I C O C A の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとします。
- (2) 小児用 I C O C A は運送約款に定める小児の記名人のみが使用できます。
- (3) 途中下車の取扱いはしません。
- (4) 乗車後は、当日に限り有効とします。

(無効となる場合)

第23条 I C O C A は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 旅行開始後の I C O C A を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 前項によるほか、小児用 I C O C A にあつては、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。

- (1) 記名人以外の者が使用した場合
- (2) 券面表示事項が不明となった小児用 I C O C A を使用した場合
- (3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入した小児用 I C O C A を使用した場合
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

3 第1項及び第2項の規定によりその I C O C A に搭載された他の乗車券等も回収します。

4 第1項及び第2項の規定により I C O C A を無効として回収する場合は、第4632条第2項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券は無効となります。

5 偽造、変造又は不正に作成された I C O C A を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第24条 前条に該当し使用した場合、運送約款の定めにより、普通旅客運賃・割増運賃を収受します。

(紛失再発行)

第25条 旅客は、I C O C Aの盗難又は紛失等による再発行の請求をすることはできません。

- 2 前項にかかわらず、第32条第2項の規定により他社の乗車券が付加されたI C O C Aは、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。
- 3 第1項にかかわらず、小児用I C O C Aの記名人が当該小児用I C O C Aを紛失した場合で、別に定める申込書を小児用I C O C Aの再発行を行う当社窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した小児用I C O C Aに対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。
 - (1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該小児用I C O C Aの記名人本人又は代理人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。
 - (3) 再発行を行う前に取扱区間内の小児用I C O C Aの処理を行う機器に対して当該小児用I C O C Aの使用停止措置が完了していること。
- 4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する小児用I C O C A1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。
- 5 第3項により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできません。
- 6 第3項及び第4項の取扱いを行った後に、紛失した小児用I C O C Aを発見した場合は、旅客は、これを小児用I C O C Aの払いもどしを行う当社窓口へ差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した小児用I C O C Aとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人又は代理人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。
- 7 第3項及び第4項の取扱いを行った場合、第32条第2項の規定により小児用I C O C Aに付加された他社の乗車券は再発行されません。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。

(当社の免責事項)

第26条 紛失した小児用I C O C Aの使用停止措置が完了するまでの間に当該小児用I C O C Aや第32条第2項の規定により当該小児用I C O C Aに付加された他社の乗車券の払いもどし、S Fの使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(障害再発行)

第27条 I C O C Aの破損等によってI C O C Aの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該I C O C AのS F残額と同額のI C O C Aの再発行の取扱いを行います。

- 2 前項の取扱いは、別に定める申込書をI C O C Aの再発行を行う当社窓口へ提出したときに限り取り扱います。この場合、当該I C O C Aに対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。
- 3 前2項の定めにかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の

如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

- 4 第1項及び第2項の取扱いを行った場合、第32条第2項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券は再発行されません。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。

(払いもどし)

- 第28条** 旅客は、I C O C A が不要となった場合は、これを I C O C A の払いもどしを行う当社窓口差し出して当該 I C O C A の S F 残額 (10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とします。) の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料として I C O C A 1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用 I C O C A を所持する旅客が12才となる年度の3月31日を超え、小児用 I C O C A を使用することができなくなったことにより、S F 残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。
- 2 前項の規定により小児用 I C O C A の払いもどしを請求する場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用 I C O C A の記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。
 - 3 前項の定めにかかわらず、当該小児用 I C O C A の記名人本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払いもどしを請求することができます。ただし、親権者等の法定代理人が払いもどしを請求する場合で、公的証明書等の提示により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができます。
 - 4 前各項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却します。
 - 5 I C O C A の払いもどしを行うと、第32条第2項の規定により付加された他社の乗車券は無効となります。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において払いもどしを行う場合があります。
 - 6 I C O C A の払いもどしを行う窓口は当社が別に定めます。

第3章 I C カード乗車券の相互利用等

(他社線での I C O C A 乗車券による乗車の取扱い)

- 第29条** 第7条第1項の規定にかかわらず、JR西の I C カード乗車券取扱約款に定める当社及び JR 西以外の鉄道会社等 (以下「相互利用他社等」といいます。) が経営する鉄道線、バス路線等 (以下「他社線」といいます。) 内において I C O C A 乗車券 (身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した I C O C A 定期券を除く。以下同じ。) による乗車等の取扱いを行います。
- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した I C O C A 定期券のうち、第32条第2項の規定により他社の乗車券を付加された I C O C A 定期券は、当該他社線において、当該他社の乗車券による乗車等の取扱いを行います。

(他社線内における取扱範囲等)

- 第30条** 他社線内における I C O C A 乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容ご利用条件は、当該相互利用他社等の定めるところによります。

- 2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、当該 I C O C A 乗車券に関して当社が保有する個人情報を当該他社に提供することがあります。

(相互利用他社等が発行した I C カード乗車券による乗車等の取扱方)

第31条 相互利用他社等が発行した I C カード乗車券のうち、当社と相互利用が可能なものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。

- 2 相互利用他社等が発行した I C カード乗車券のうち、当社と相互利用が可能な I C カード乗車券は次のとおりとします。

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社発行の K i t a c a 乗車券及び K i t a c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した K i t a c a 定期乗車券を除く。）
- (2) 株式会社パスモ発行の P A S M O 及び P A S M O 定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載した P A S M O 定期券を除く。）
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社発行の S u i c a 乗車券及び S u i c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した S u i c a 定期乗車券を除く。）
- (4) 東京モノレール株式会社発行のモノレール S u i c a 乗車券及びモノレール S u i c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したモノレール S u i c a 定期乗車券を除く。）
- (5) 東京臨海高速鉄道株式会社発行のりんかい S u i c a 乗車券及びりんかい S u i c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したりんかい S u i c a 定期乗車券を除く。）
- (6) 株式会社名古屋交通開発機構発行のマナカ及びマナカ定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したマナカ及び身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載したマナカ定期券を除く。）
- (7) 株式会社エムアイシー発行の m a n a c a 及び m a n a c a 定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載した m a n a c a 定期券を除く。）
- (8) 東海旅客鉄道株式会社発行の T O I C A 及び T O I C A 定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した T O I C A 定期券を除く。）
- (9) 株式会社スルッと K A N S A I が発行する P i T a P a カードであって当社が別に定めるもの。
- (10) 福岡市交通局発行のはやかけん及びはやかけん定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したはやかけん及び身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載したはやかけん定期券を除く。）
- (11) 株式会社ニモカ発行の n i m o c a カード及び n i m o c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した n i m o c a 及び身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した n i m o c a 定期乗車券を除く。）
- (12) 九州旅客鉄道株式会社発行の S U G O C A 乗車券及び S U G O C A 定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した S U G O C A 定期券を除く。）
- (13) 東日本旅客鉄道株式会社発行の Welcome Suica (Suica Light を含む) 及び株式会社パスモ発行の P A S M O P A S S P O R T

- 3 前項に定める鉄道会社等が発行した I C カード乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第 4 条から第 8 条まで、第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 20 条から第 24 条まで、第 25 条第 1 項、第 26 条までの規定及び JR 西の I C カード乗車券取扱約款第 30 条及び第 32 条の規定を準用します。この場合、相互利用他社等が発行した I C カードを媒体とした定期乗車券については JR 西の I C カード乗車券取扱約款の「I C O C A 定期券」の規定を準用するものとし、I C カードを媒体としたストアードフェアカードについては「I C O C A」の規定を準用するものとします。ただし、第 17 条に規定する S F 利用履歴の確認にあつては、当社内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。
- 4 前項の定めにかかわらず、相互利用他社等が発行した記名人式の I C カードを媒体としたストアードフェアカードについては、JR 西の I C カード乗車券取扱約款第 32 条第 1 項及び第 33 条第 1 項第 6 号の規定を準用します。
- 5 第 3 項の定めにかかわらず、第 2 項第 13 号に定める I C カード乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 第 21 条及び第 23 条第 2 項第 2 号の規定は準用しません。
 - (2) 当該の I C カード乗車券発行会社が定めるカード有効期間を超えて使用することはできません。
 - (3) 当該の I C カード乗車券発行会社が発行するレファレンスペーパーを携帯し、係員の請求があつたときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを呈示しなければなりません。

第 4 章 I C O C A 乗車券の他社での発売

(I C O C A 乗車券を発売する他社)

第 32 条 I C O C A 乗車券の発売は、JR 西の I C カード乗車券取扱約款別表 7 及び別表 7 の 2 に定める他社で行うことがあります。

- 2 I C O C A 乗車券には、JR 西の I C カード乗車券取扱約款別表 7 の 2 に定める他社の乗車券を付加する場合があります。
- 3 他社における I C O C A 乗車券の発売や払いもどし等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

(他社で発売する I C O C A 乗車券の当社での取扱い)

第 33 条 JR 西の I C カード乗車券取扱約款別表 7 に定める他社及び JR 西で発売した I C O C A 乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第 4 条から第 8 条まで、第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 20 条から第 24 条まで、第 25 条第 1 項、第 26 条までの規定及び JR 西の I C カード乗車券取扱約款第 30 条及び第 32 条の規定を準用します。

- 2 JR 西の I C カード乗車券取扱約款別表 7 に定める他社及び JR 西で発売した定期乗車券を搭載した I C O C A 定期券については、当社で払いもどし、再発行の取扱いはできません。ただし、再発行登録、デポジット返却については取り扱います。
- 3 JR 西の I C カード乗車券取扱約款別表 7 の 2 に定める他社で発売した定期券が付加された I C O C A は、当社で払いもどし、再交付の取扱いはできません。ただし、再発行登録については取り扱います。

附 則

この規定は、2023年3月25日から施行します。

別表1（第7条） 利用エリア

種 別	利 用 エ リ ア ・ 路 線
一般路線	<ul style="list-style-type: none"> ・周南市、下松市、光市内を運行する全路線 ・徳山駅～岩国駅／柳井駅／防府駅／堀線 ・山口市コミュニティバス ・萩循環まあーるバス
高速路線	<ul style="list-style-type: none"> ・山口大学・防府駅・徳山駅～広島バスセンター線 ・新山口駅～東萩駅線（スーパーはぎ号）

別表2（第15条） チャージ額

取扱機器又は箇所	1回当たりのチャージ取扱金額
係員発行機	500円、1,000円～（1,000円刻み） ～10,000円、15,000円、20,000円 3,000円、5,000円、10,000円
バス車載機	1,000円、2,000円、5,000円、 10,000円
簡易型IC端末	1,000円、2,000円、3,000円、 5,000円、10,000円

別表3（第19条） こどもICOCA購入申込書の様式

こどもICOCA購入申込書

カナ										
おなまえ	男 ・ 女 様 才									
生年月日	年			月			日			
カード検索番号					紛失再発行手続きの際、カードの検索に使用します。 (4桁の数字をお選びください)					
ご住所										
電話番号	—					—				

*この申込書にご記入いただいた個人情報、申込内容の確認及び拾得時など当社から連絡する必要があるときに使用します。
また、紛失再発行時などに当社及びこどもICOCAを発売する他社で本人確認や必要な連絡をさせていただくために使用します。

【ご案内】

- ・こどもICOCAのご購入の際には、公的証明書等による確認をさせていただきます。また、ご購入の際にはデポジット（預かり金）500円が必要です。
- ・カードの裏面の記載にかかわらず、紛失された場合には紛失再発行の請求ができます。
- ・紛失再発行のお申し込みの際には、所定の申込書へのご記入及び公的証明書等の提示が必要です。
- ・紛失再発行の取扱いを行う場合は、紛失再発行手数料520円と再発行するカードのデポジット（預かり金）500円をいただきます。
- ・その他、こどもICOCAのご利用条件等はICカード乗車券取扱規程に定めるところによります。

防長交通株式会社